

著作権法の一部を改正する法律案要綱

一 専ら国外において頒布することを目的とする商業用レコードを情を知って国内において頒布する目的をもって輸入する行為等を、著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなすこととする。 (第百十三条関係)

二 書籍又は雑誌の貸与についての経過措置を廃止し、書籍又は雑誌の貸与による公衆への提供について貸与権が及ぶこととすること。 (附則第四条の二関係)

三 著作権等の侵害についての懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げるとともに、これらを併科できることとする。 (第百十九条から第二百二十二条まで及び第二百二十四条関係)

四 その他関係規定の整備を行うこと。

五 この法律は、平成十七年一月一日から施行すること。

六 この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。